

平成20年分所得税の確定申告がはじまります

平成20年分の所得税の確定申告が2月16日(月)から下記の会場ではじまります。

期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。

確定申告

会場	期間	受付時間
名寄税務署	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～12時、午後1時～5時
町民センター1階子供会室	2月16日(月)～3月13日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

名寄税務署納税相談(譲渡所得対象)

会場	期間	受付時間
町民センター1階子供会室	2月13日(金)	午前10時～午後3時30分

確定申告が必要な方

次に該当する人は、所得税の確定申告が必要ですので、期間内に申告を済ませてください。

平成20年中の年収が2千万円を超える方

2箇所以上から給与を受けている方

給与と所得のほかに、年金や事業所得、不動産所得などがある方

年末調整をしていない方

還付申告

年末調整が済んでいる方で次に該当する場合は、確定申告をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合

多額の医療費を払った場合など。



申告に持参するもの

印鑑

確定申告書など

収入や経費などの証明できる書類(源泉徴収票、収入内訳書)

生命保険、地震保険料、国民年金保険料の各控除証明書、医療費控除の年間支払額が証明されている書類(領収書等)

還付申告の方は本人の預金口座がわかるもの

納める方は口座使用印鑑も持参ください。

要介護認定者を対象とする障害者控除について

身体障害者手帳、精神障害者手帳を有している方等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされていますが、介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずるとして町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

新たに控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係(TEL 32-2000)までお問い合わせください。

医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額(「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額)を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

年収200万円の高齢者の場合、所得は公的年金等控除120万円を引いた80万円。「所得の5%」は4万円です。医療費が年間12万円なら、4万円を超えた額の8万円を控除できます。

控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。

寄附金控除（ふるさと納税）について

毎年1月1日から12月31日までに寄附を行った方は、寄附先から受け取った領収書などを申告書に添付して申告を行ってください。申告をされた方の所得や寄附金の額に応じて、寄附を行った年の所得税から所得控除され、寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。

《所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人》

税源移譲により、所得税が減額となり控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は申告により、平成21度の住民税（所得割）から控除できます。

なお、平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

申告期限は原則毎年3月15日（21年は3月16日）までとなっていますので、その年の1月1日現在にお住まいの市区町村に申告書を提出してください。

提出方法

所得税の確定申告をされない人

申告書に源泉徴収票を添付してお住まいの市区町村へ提出してください。

所得税の確定申告をされる人

所得税の確定申告書とともに、税務署へ提出してください。

申告書の作成は、国税庁ホームページの（www.nta.go.jp） 便利な「確定申告書等作成コーナー」で！！

画面の案内にしたがって金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することができます。

『e-Tax』を利用する方にもおすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」でe-Tax用のデータを作成して、電子申告（e-Tax）をすることもできます。

『e-Tax』を利用して申告すると・・・

①最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。）

②添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

・e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

・確定申告会場（役場1階子供会室）で、e-Taxで申告することのできるパソコンを準備いたしますのでご利用ください。

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

お問い合わせ先

和寒町役場 住民課税務係 電話32-2421（内線133・132）
名寄税務署 電話01654-2-2157